特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを 取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言 する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期してい る。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	本市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ンステム(住基ネット)を額道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をは保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をは保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をは保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をは保するための措置 ④転入日に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載求に基づく住民票コードの変更 9個人番号の通知及び個人番号カードの変す 00個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カードの交付 00個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 100個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カードの交付 100個人番号カードの交付 100個人番号の一様に対しては、100個人格別の対しては、100個人格別の対しては、100個人格別の対しては、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しては、100個人格別の対しては、100個人格別の対しては、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しては、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しては、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しをは、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しては、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しでは、100個人格別の対しては、100個人格別の対しの対しの対しの対しの対しの表別の対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの対しの
③システムの名称	1.既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2.住民基本台帳ネットワークシステム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー
2. 特定個人情報フ	アイル名
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1.番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)

2.住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け)

第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ·第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 Γ 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま ②法令上の根拠 れる項 112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,151,152,155,156,158,160,163,164,165,1 66の項) 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 市民環境部市民課窓口係 ②所属長の役職名 市民課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 住所 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 請求先 電話 027-382-1111(代表) 部署 総務部行政課文書法規係 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 住所 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話 027-382-1111(内線1104) 連絡先 部署 市民環境部市民課窓口係 9. 規則第9条第2項の適用]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和7年6月1日 時点			17年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし	l	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書			┆ ↑及び重点項目評価書 ・よび全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシン	ステムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報提供ネットワ	ノークシステムを道	重じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				

7. 特定個人情報の保管・注	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類を まれていないかなど、ダブル・特定個人情報を含む書類!	郵送等する際 チェックを行 な、施錠でき	が発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 登は、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含う・ る書棚等に保管することを徹底する。 的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。		

9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的ダ システムを通じて不正な	はとの紐付けが行われるリスクへの対策 ウへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 トの入手が行われるリスクへの対策 に提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	定しており、アクセス可能な職 ている。また、アクセスログを記	員の名簿を年度ごとに 己録し、定期的に分析す ことから、権限のない者	は、ID、パスワード及び静脈による認証 作成することで、アクセス権限の適切な 「ることで不正なアクセスがないことを確 「(元職員、アクセス権限のない職員等) 」られる。	管理を行っ 認してい		

変更箇所

71				
項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 1. ③システムの名称	1.既存住民基本台帳システム(以下「既存住基 システム」という。)	1.既存住民基本台帳システム(以下「既存住基 システム」という。)	事前	利用システムの記載に不足が あったので、追記した。
新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り			事後	
	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
4.情提供ネットワークシステム	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
I 関連情報 4.情提供ネットワークシステム		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂		住所 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目 23番13号	事後	
1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
I 関連情報	市民部市民課窓口係	市民環境部市民課窓口係	事後	
I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの		住所 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目 23番13号	事後	
Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
	項目 I 1. ③システムの名称 新様 こか 変更 II 1. (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	頂目 変更前の記載	頂目 変更前の記載 変更後の記載 1.既存住民基本台帳システム(以下!既存住基	1. ③システムの名称